五　前各号に掲げる者以外の者	［略］	［略］
法の別表第二四類に掲げる物品	［略］	［略］
	二五〇グラム（法の別表第二四〇二・一〇号に掲げる物品のみの場合にあつては五〇本、同表第二四〇二・二〇号に掲げる物品のみの場合にあつては二〇〇本、同表第二四〇三・九九号の二に掲げる物品のうち加熱式たばこのみの場合にあつては同表第二四〇二・二〇号に掲げる物品の二〇〇本に相当する数量として税関長が適当と認める数量）	［略］

備考　［略］

［3～5　略］

（入国者が輸入する引越荷物）

第二条の五　前条第一項の規定は令第十三条の七（無条件免税をしない引越荷物）において準用する令第十三条の六の表の第二号の上欄に規定する財務省令で定める物品について、前条第二項の規定は同号の下欄に規定する財務省令で定める数量について、同条第三項の規定は同表の第三号の上欄に規定する財務省令で定める物品について、同条第四項の規定は同号の下欄に規定する財務省令で定めるところにより計算した輸入する物品の額の総額について、同条第五項の規定は同号の下欄に規定する財務省令で定める額について、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項第一号中「物品」とあるのは「物品並びに家具、調度品その他の本邦に入国する者又はその家族が既に使用したものでその住所を移転する事由、外国及び本邦における居住期間、職業、家族の数その他の事情を勘案して税関長が適当と認める物品」と読み替えるものとする。

五　前各号に掲げる者以外の者	［同上］	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］
上欄に掲げる者が居住者（本邦内に住所又は居所を有する自然人をいう。）である場合にあつては二五〇グラム（法の別表第二四〇二・一〇号に掲げる物品のみの場合にあつては五〇本、同表第二四〇二・二〇号に掲げる物品のみの場合にあつては二〇〇本）及びその他税関長が適当と認める数量、同欄に掲げる者が非居住者（居住者以外の自然人をいう。）である場合にあつては五〇〇グラム（法の別表第二四〇二・一〇号に掲げる物品のみの場合にあつては一〇〇本、同表第二四〇二・二〇号に掲げる物品のみの場合にあつては四〇〇本）及びその他税関長が適当と認める数量	［同上］	［同上］

備考　［同上］

［3～5　同上］

（入国者が輸入する引越荷物）

第二条の五　前条第一項の規定は令第十三条の七（無条件免税をしない引越荷物）において準用する令第十三条の六の表の第二号の上欄に規定する財務省令で定める物品について、前条第二項の規定は同号の下欄に規定する財務省令で定める数量について、同条第三項の規定は同表の第三号の上欄に規定する財務省令で定める物品について、同条第四項の規定は同号の下欄に規定する財務省令で定めるところにより計算した輸入する物品の額の総額について、同条第五項の規定は同号の下欄に規定する財務省令で定める額について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項の表の第五号の下欄中「上欄に掲げる者が居住者（本邦内に住所又は居所を有する自然人をいう。）である場合にあつては二五〇グラム（法の別表第二四〇二・一〇号に掲げる物品のみの場合にあつては五〇本、同表第二四〇二・二〇号に掲げる物品のみの場合にあつては二〇〇本）及びその他税関長が適当と認める数量、同欄に掲げる者が非居住者（居住者以外の自然人をいう。）である場合にあつては五〇〇グラム」とあるのは「五〇〇グラム」と、同条第三項第一号中「物品」とあるのは「物品並びに家具、調度品その他の本邦に入国する者又はその家族が既に使用したものでその住所を移転する事由、外国及び本邦における居住期間、職業、家族の数その他の事情を勘案して税関長が適当と認める物品」と読み替えるものとする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。